

株式会社藤川工務店

次世代育成支援対策推進法 一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮して、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する

1. 計画期間 令和6年7月1日 ～ 令和8年6月30日

2. 目標の取組み内容・実施時期

目標1：将来的に「育児休業取得率100%」及び「1か月以上の育休取得」を目指して、育児休業制度等のパンフレットを活用して、社員に配布して制度周知を図る

<実施時期・取組内容>

- 令和6年8月～ 「育児休業取得率100%」及び「1か月以上の育休取得」を推進するため、やまぐち“とも×いく”応援企業の登録を受ける
- 令和6年10月～ 制度に関する資料を活用して、社員に配布して、育児休業制度の周知を図る

目標2：年次有給休暇の全社員の平均取得日数を年間10日以上とする

<実施時期・取組内容>

- 令和6年8月～ 年時給有給休暇の取得実態等について、状況把握を行う
- 令和6年10月～ 年時給有給休暇の取得促進のため、社員と個別に年次有給休暇の取得計画・目標を策定する
- 令和7年4月～ 計画・目標を元に取得実績の把握と改善策を検討する